

平成 28 年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会について

1. 各専門部会への当事者委員の追加について

平成 26 年に批准された障害者の権利に関する条約のスローガン「Nothing About Us Without Us（私たちのことを私たち抜きにきめないで）」や障害者差別解消法の施行により今後、障害福祉に関する課題への取組みにおいて、障害当事者の意見がより必要とされるため、平成 28 年度より各専門部会へ障害当事者の委員を加える。

※障害当事者部会と同様に各専門部会についても平成 28 年度より公開とする。

※平成 27 年度権利擁護部会において当事者委員 1 名あり。

※補助が必要な委員は補助人の同席可

2. 当事者委員選考方法等

- ・公募又は推薦により委員を決定。
- ・相談支援専門部会、権利擁護専門部会、就労支援専門部会は各 2 名まで
- ・障害当事者部会は 7 名の委員のうち 3 名までを公募
- ・公募は 2 月 10 日号区報および区ホームページにて周知

※補助が必要な方は補助人の同席可

3. 障害当事者部会について

各専門部会からのアンケート形式による意見交換は本年度をもって一旦終了とし、情報発信等を主な活動とする部会とする。

4. 障害当事者部会の主な活動

- ・情報発信や交流会の企画などを主に行う。
- ・専門部会において、当事者部会へ意見聴取が必要な際は、随時行う。

情報発信：情報紙、広報紙の発行等

（障害者の地域生活について、合理的配慮について、自立支援協議会、障害当事者部会について等）

交流会：障害当事者が交流・情報交換ができる場の開催

（何でも話ができる場、テーマを決めて様々な立場からの意見交換、情報発信の土台となる情報収集のための茶話会等）